

『通関士試験の指針 平成 24 年度版』の政令等改正新旧対照表

『通関士試験の指針 平成 24 年度版』につきましては、平成 24 年 1 月 31 日付けで国会に提出された「関税定率法等の一部を改正する法律案」をもとに作成しております。その後、政令等改正による変更がございますのでお知らせいたします。  
以下に変更箇所の新旧対照表を作成いたしましたので内容をご確認いただき、学習される際には、十分にご注意いただきますようお願い申し上げます。

**第 2 章**  
**関 税 法**  
**【第 1 節 通 関 手 続】**

頁	行	新 (改正後)	旧 (改正前)
		<b>VI. 特例輸入申告制度</b>	<b>VI. 特例輸入申告制度</b>
		<p>特例輸入者 (AEO 輸入者) が特例輸入申告制度を利用して輸入申告を行う際には、関税等の保全のために必要と認められた場合に税関長に提供する担保について規定した関税法基本通達 (7 の 8 - 1 (提供要件)) が平成 24 年 3 月 31 日に蔵関第 321 号により改正されて、平成 24 年 4 月 1 日から施行された。</p>	
191	上 1	<p>〔5〕 輸入担保 (引取担保) の提供</p> <p>1. 特例輸入者に対する担保の提供命令 (省略)</p> <p>(1) 担保の提供を命じる場合 (保全のため必要があると認めるとき) (省略)</p> <p>① 過去 1 年間に於いて、過少申告加算税又は無申告加算税の加算税を課された場合</p> <p>② 過去 1 年間に於いて、期限後特例申告を行った場合</p>	<p>〔5〕 輸入担保 (引取担保) の提供</p> <p>1. 特例輸入者に対する担保の提供命令 (省略)</p> <p>(1) 担保の提供を命じる場合 (保全のため必要があると認めるとき) (省略)</p> <p>① 過去 1 年間に於いて、過少申告加算税又は無申告加算税の加算税を課された場合</p> <p>② 過去 1 年間に於いて、期限後特例申告を行った場合</p>
		<p>(税関長は、) 特例輸入者が上記①又は②に掲げる場合に該当することとなった場合であっても、関税法第 7 条の 6 (法令遵守規則等に関する改善措置) の規定による改善措置の求めを行い、当該求めに当該特例輸入者が速やかに応じた場合等、特例申告貨物 (関税法第 7 条の 2 条第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。) に係る関税、内国消費税及び地方消費税の徴収上支障がないと認められる場合には、担保の提供を求めないこととして差し支えない。</p>	

- ③ 直近の決算(四半期決算を含む。)時における**流動比率**(流動資産／流動負債×100)が**100%を下回り、かつ、自己資本比率**(自己資本／総資本×100)が**30%を下回っている場合**

(税関長は、)特例輸入者が上記③に掲げる場合に該当することとなった場合であっても、**次のいずれかに該当する場合には、担保の提供を求めないこととして差し支えない。**

- a. 次のいずれかの格付機関から、A格相当以上の格付けを取得している者  
株式会社格付投資情報センター (R&I)  
株式会社日本格付研究所 (JCR)  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク  
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス  
フィッチレーティングスリミテッド
- b. 四半期決算決算を行っている者であって、直近の決算時の**流動比率が100%を下回っているが、それが二期連続したものではない場合**
- c. 特例輸入者に当該特例輸入者との間に完全支配がある親法人が国内に存在し、当該親法人が上記③に該当しない場合、又は上記①若しくは②のいずれかに該当する場合

**(参考) 企業における調達資金の安全性の分析**

- ① **流動比率** → 1年以内に支払いが必要な流動負債を1年以内に現金化される流動資産でどの程度まかなえるかを見る比率である。比率が高いほど安全である。
- ② **自己資本比率** → 企業の資金調達の安全性を見る比率である(自己資本は返済不要であるので、比率が高いほど安全である。)

- ③ 特例輸入者が**次のいずれかに該当する者**である場合
- i. 次の何れかに格付機関から「A」格相当以上の格付を取得していない者  
(株)格付投資情報センター、(株)日本格付研究所  
ムーディーズ・インベスターズ・サービス社  
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ  
フィッチレーティングスリミテッド
- ii. 直近の決算時(四半期開示を含む。)における当座比率が**100%未満**であって、かつ、自己資本比率が**30%**(四半期開示を行っていない者については、**50%**)**未満**である者

**(参考) 当座比率及び自己資本比率**は、企業が公表した貸借対照表から、当該企業における支払能力の健全度(大きさ)を知る比率である。

① **当座比率**

当座資産(現金・預金、受取手形、売掛金及び有価証券)を流動負債で除し得た比率である。

② **自己資本比率**

自己資本を総資産で除して得た比率である。

**第5章  
関税関係特例法  
第1節 NACCS法**

頁	行	新（改正後）	旧（改正前）																																				
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     平成24年4月1日のコンテナ特例法の改正に伴う、NACCS法                      施行令の改正                 </div> <p style="text-align: center;"><b>【NACCS 法施行令別表に掲げる国際運送貨物に係る税関手続】</b> (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>【NACCS 法施行令別表に掲げる国際運送貨物に係る税関手続】</b> (省略)</p>																																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 90%;">手 続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>貨物の通関、納税申告関係</b></td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>輸出申告又は輸入申告に際しての<b>提出種類（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための仕入書及び包装明細書に限る。）</b>の提出（関法 68、関令 61 ①）</td> </tr> <tr> <td>---</td> <td></td> </tr> <tr> <td>91</td> <td>コンテナの個別承認申請書の提出（コンテナ特例法13①）</td> </tr> <tr> <td>91 の 2</td> <td>コンテナの型式承認申請書の提出（コンテナ特例法14②において準用する13①）</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>国産コンテナ等の表示の確認の申請（コンテナ令11①）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>関税の減免戻税関係</b></td> </tr> <tr> <td>73 の 2</td> <td>軽減税率等の適用の手続における軽減税率等適用明細書の提出（暫定令33①） 軽減税率を適用を受けて輸入した物品の輸入者等における当該物品についての業務に関する報告書の提出（暫定令33⑥、⑧、⑬、⑮）</td> </tr> </tbody> </table>	番号	手 続	<b>貨物の通関、納税申告関係</b>		42	輸出申告又は輸入申告に際しての <b>提出種類（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための仕入書及び包装明細書に限る。）</b> の提出（関法 68、関令 61 ①）	---		91	コンテナの個別承認申請書の提出（コンテナ特例法13①）	91 の 2	コンテナの型式承認申請書の提出（コンテナ特例法14②において準用する13①）	93	国産コンテナ等の表示の確認の申請（コンテナ令11①）	<b>関税の減免戻税関係</b>		73 の 2	軽減税率等の適用の手続における軽減税率等適用明細書の提出（暫定令33①） 軽減税率を適用を受けて輸入した物品の輸入者等における当該物品についての業務に関する報告書の提出（暫定令33⑥、⑧、⑬、⑮）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 90%;">手 続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>貨物の通関、納税申告関係</b></td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>輸出申告又は輸入申告に際しての<b>仕入書の提出（関法 68 ①）</b> <b>包装明細書の提出（関法 68 ②）</b></td> </tr> <tr> <td>91</td> <td>免税コンテナの国内運送への使用の届出（コンテナ法 8 ③）</td> </tr> <tr> <td>91 の 2</td> <td>コンテナの個別承認申請書の提出（コンテナ特例法 14 ①）</td> </tr> <tr> <td>91 の 3</td> <td>コンテナの型式承認申請書の提出（コンテナ特例法15②において準用する14①）</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>国産コンテナ等の表示の確認の申請（コンテナ令12①）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>関税の減免戻税関係</b></td> </tr> <tr> <td>73 の 2</td> <td>軽減税率等の適用の手続における軽減税率等適用明細書の提出（暫定令 35 ①） 軽減税率を適用を受けて輸入した物品の輸入者等における当該物品についての業務に関する報告書の提出（暫定令 35 ⑥、⑧、⑬、⑮）</td> </tr> </tbody> </table>	番号	手 続	<b>貨物の通関、納税申告関係</b>		42	輸出申告又は輸入申告に際しての <b>仕入書の提出（関法 68 ①）</b> <b>包装明細書の提出（関法 68 ②）</b>	91	免税コンテナの国内運送への使用の届出（コンテナ法 8 ③）	91 の 2	コンテナの個別承認申請書の提出（コンテナ特例法 14 ①）	91 の 3	コンテナの型式承認申請書の提出（コンテナ特例法15②において準用する14①）	93	国産コンテナ等の表示の確認の申請（コンテナ令12①）	<b>関税の減免戻税関係</b>		73 の 2	軽減税率等の適用の手続における軽減税率等適用明細書の提出（暫定令 35 ①） 軽減税率を適用を受けて輸入した物品の輸入者等における当該物品についての業務に関する報告書の提出（暫定令 35 ⑥、⑧、⑬、⑮）
番号	手 続																																						
<b>貨物の通関、納税申告関係</b>																																							
42	輸出申告又は輸入申告に際しての <b>提出種類（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための仕入書及び包装明細書に限る。）</b> の提出（関法 68、関令 61 ①）																																						
---																																							
91	コンテナの個別承認申請書の提出（コンテナ特例法13①）																																						
91 の 2	コンテナの型式承認申請書の提出（コンテナ特例法14②において準用する13①）																																						
93	国産コンテナ等の表示の確認の申請（コンテナ令11①）																																						
<b>関税の減免戻税関係</b>																																							
73 の 2	軽減税率等の適用の手続における軽減税率等適用明細書の提出（暫定令33①） 軽減税率を適用を受けて輸入した物品の輸入者等における当該物品についての業務に関する報告書の提出（暫定令33⑥、⑧、⑬、⑮）																																						
番号	手 続																																						
<b>貨物の通関、納税申告関係</b>																																							
42	輸出申告又は輸入申告に際しての <b>仕入書の提出（関法 68 ①）</b> <b>包装明細書の提出（関法 68 ②）</b>																																						
91	免税コンテナの国内運送への使用の届出（コンテナ法 8 ③）																																						
91 の 2	コンテナの個別承認申請書の提出（コンテナ特例法 14 ①）																																						
91 の 3	コンテナの型式承認申請書の提出（コンテナ特例法15②において準用する14①）																																						
93	国産コンテナ等の表示の確認の申請（コンテナ令12①）																																						
<b>関税の減免戻税関係</b>																																							
73 の 2	軽減税率等の適用の手続における軽減税率等適用明細書の提出（暫定令 35 ①） 軽減税率を適用を受けて輸入した物品の輸入者等における当該物品についての業務に関する報告書の提出（暫定令 35 ⑥、⑧、⑬、⑮）																																						
514																																							
514																																							
514																																							
515																																							
521																																							